

石川県公報

平成 29 年 3 月 14 日

第 1 2 9 8 5 号 (火曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示	
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	1
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更の届出 (同)	2
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称の変更の届出 (同)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更の届出 (同)	2
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の所在地の変更の届出 (同)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の薬局の廃止の届出 (同)	3
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の薬局の廃止の届出 (同)	3
○生活保護法に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の休止の届出 (同)	3
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の休止の届出 (同)	3
公 告	
○生活保護法に基づき指定を受けた施術者の施術所の廃止の届出 (同)	4
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定を受けた施術者の廃止の届出 (同)	4
○指定居宅サービス事業者の事業の廃止の届出 (長寿社会課)	4
○指定介護予防サービス事業者の事業の廃止の届出 (同)	4
○漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認定 (水産課)	5
選 挙 管 理 委 員 会	
○県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数	7
○県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数	7
○県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数	7
○県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数	8

告 示

石川県告示第116号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年3月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
イオン薬局イオンスタイル新小松	小松市沖周辺土地区画整理事業区画内20街区	平成29年3月1日

石川県告示第117号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年3月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
イオン薬局イオンスタイル新小松	小松市沖周辺土地区画整理事業区画内20街区	平成29年3月1日

石川県告示第118号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり名称を変更した旨の届出があった。

平成29年3月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者名称	事 業 所		変更年月日
	名 称	所 在 地	
中部薬品株式会社	新	V・drug 小松沖町薬局	小松市沖周辺土地区画整理事業地7街区1
	旧	中部薬品小松沖町薬局	
			平成29年2月1日

石川県告示第119号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり名称を変更した旨の届出があった。

平成29年3月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者名称	事 業 所		変更年月日
	名 称	所 在 地	
中部薬品株式会社	新	V・drug 小松沖町薬局	小松市沖周辺土地区画整理事業地7街区1
	旧	中部薬品小松沖町薬局	
			平成29年2月1日

石川県告示第120号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

平成29年3月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者名称	事 業 所		変更年月日
	名 称	所 在 地	
医療法人社団 悠輝会	野々市よこみやクリニック	新	野々市市郷一丁目131番地
		旧	野々市市北西部土地区画整理事業施工地区内119街区2
			平成29年2月1日

石川県告示第121号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

平成29年3月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者名称	事業所		変更年月日
	名称	所在地	
医療法人 社団悠輝会	野々市よこみやクリニック	新 野々市市郷一丁目131番地	平成29年2月1日
		旧 野々市市北西部土地区画整理事業 施工地区内119街区2	

石川県告示第122号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり薬局を廃止した旨の届出があった。

平成29年3月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

名称	所在地	廃止年月日
さくら寺井薬局	能美市寺井町レー107	平成29年1月31日
ウラベ薬局	七尾市鍛冶町67番地	平成29年2月20日

石川県告示第123号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり薬局を廃止した旨の届出があった。

平成29年3月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

名称	所在地	廃止年月日
さくら寺井薬局	能美市寺井町レー107	平成29年1月31日
ウラベ薬局	七尾市鍛冶町67番地	平成29年2月20日

石川県告示第124号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護事業所を休止した旨の届出があった。

平成29年3月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		休止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
医療法人社団 輪生会	輪島市気勝平町1番28	百寿苑ホームヘルプセンター	輪島市気勝平町1番28	平成29年3月31日

石川県告示第125号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護事業所を休止した旨の届出があった。

平成29年3月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		休 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社団 輪生会	輪島市気勝平町1番28	百寿苑ホームヘルプセンター	輪島市気勝平町1番28	平成29年 3月31日

石川県告示第126号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術者から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成29年3月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名(名 称)	所 在 地	廃止年月日
堀 元 (ほり針灸接骨院)	羽咋市栗原町イ-100	平成29年2月28日

石川県告示第127号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により指定を受けた施術者から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成29年3月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名(名 称)	所 在 地	廃止年月日
堀 元 (ほり針灸接骨院)	羽咋市栗原町イ-100	平成29年2月28日

石川県告示第128号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成29年3月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	事業者の名称	事業所の名称及び所在地	廃止したサービスの種類	廃止の届出を受理した年月日
1770300059	社会福祉法人 あさひ会	ケアサービスセンターファミリー 小松市安宅町ル1番地28	訪問介護	平成29年 2月2日

石川県告示第129号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成29年3月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	事業者の名称	事業所の名称及び所在地	廃止したサービスの種類	廃止の届出を受理した年月日
1770300059	社会福祉法人 あさひ会	ケアサービスセンターファミリー 小松市安宅町ル1番地28	介護予防訪問介護	平成29年 2月2日

石川県告示第130号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

平成29年3月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

西海第2加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

羽咋郡志賀町笹波井の13番地 前浜漁業有限会社

羽咋郡志賀町小窪1の142番地 三浦 祥樹

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧石川とぎ漁業協同組合の地区(赤崎、小窪、鹿頭、笹波及び前浜の区域に限る。)

(3) 区分

小型定置漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成29年2月8日

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成29年3月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

片町きらら

金沢市片町2丁目2番5号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) (仮称)片町A地区再開発新ビル

金沢市片町2丁目2番5号

(変更後)片町きらら

金沢市片町2丁目2番5号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 未定

(変更後) 株式会社ロフト

代表取締役社長 安藤 公基

東京都渋谷区宇田川町18番2号

ほか12社

3 変更の年月日

平成27年9月18日

4 変更する理由

2(1)は、館の名称が確定したため

2(2)は、テナントが確定したため

- 5 届出年月日
平成29年3月6日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課
- 7 届出等の縦覧期間
平成29年3月14日から同年7月14日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
平成29年7月14日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べる事ができる。

平成29年3月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
片町きらら
金沢市片町2丁目2番5号
- 2 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 午前10時から午後8時まで
(変更後) 午前9時から午後8時まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前9時30分から午後8時30分まで（一部は、24時間）
(変更後) 午前8時30分から午後8時30分まで（一部は、24時間）
- 3 変更する年月日
平成29年7月1日
- 4 変更する理由
イベントや共同販促等、地域の要望に対応するため
- 5 届出年月日
平成29年3月6日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課
- 7 届出等の縦覧期間
平成29年3月14日から同年7月14日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
平成29年7月14日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、金沢河川国道事務所長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成29年3月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (航空レーザー測量)	平成28年9月5日から 平成29年2月28日まで	白山市白峰地先ほか

選 挙 管 理 委 員 会

石川県選挙管理委員会告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成29年3月14日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

19,212人

石川県選挙管理委員会告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成29年3月14日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

220,075人

石川県選挙管理委員会告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成29年3月14日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

選 挙 区 名	最 低 署 名 者 数
金 沢 市 選 挙 区	125,678人
七 尾 市 選 挙 区	15,617人
小 松 市 選 挙 区	29,675人
輪 島 市 選 挙 区	8,260人
珠 洲 市 選 挙 区	4,550人
加 賀 市 選 挙 区	19,457人
羽 咋 市 羽 咋 郡 南 部 選 挙 区	10,374人
か ほ く 市 選 挙 区	9,669人
白 山 市 選 挙 区	30,938人
能 美 市 能 美 郡 選 挙 区	14,910人
野 々 市 市 選 挙 区	13,922人
河 北 郡 選 挙 区	17,714人

羽 咋 郡 北 部 選 挙 区	6,209人
鹿 島 郡 選 挙 区	5,182人
鳳 珠 郡 選 挙 区	8,048人

石川県選挙管理委員会告示第20号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成29年3月14日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

220,075人